

平成 2 8 年

第 1 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成28年第1回定例教育委員会日程

日 時 平成28年1月26日（火） 午後2時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
豊島 秀範

日程第2 議 案

議案第1号 我孫子市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する
条例の制定について (指導課)

議案第2号 我孫子市生涯学習審議会条例の制定について
(生涯学習課)

議案第3号 我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定に
ついて (生涯学習課)

議案第4号 我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定
について (生涯学習課)

議案第5号 我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則
の一部を改正する規則の制定について
(文化・スポーツ課)

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の 制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市生涯学習審議会条例の制定について	・ ・ ・ ・ 4
議案第 3 号	我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・ ・ 9
議案第 4 号	我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定に ついて	・ ・ ・ ・ 12
議案第 5 号	我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の 一部を改正する規則の制定について	・ ・ ・ ・ 17

議案第 1 号

我孫子市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 1 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、条例が定義する学校の種類に義務教育学校を追加するため、提案するものです。

我孫子市いじめ防止対策推進条例の一部を改正する条例

我孫子市いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>（3）から（8）まで 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>（3）から（8）まで 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

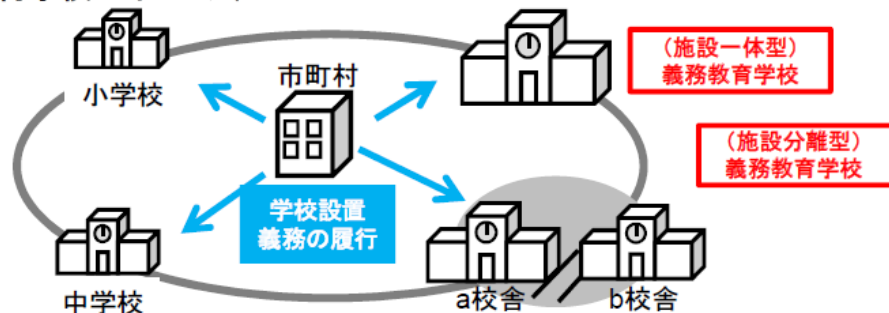
1. 法案の概要

(1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・設置義務	□ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) □ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・修業年限	□ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) □ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員関係	□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) □ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	□ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

(参考:義務教育学校のイメージ)



(2) 高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

- 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにする等のため、修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設(学校教育法第58条の2関係)

※ 文部科学大臣が定める基準は、既に大学への編入学が認められている、専修学校専門課程と同等の基準(省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格等を規定)とする予定

(参考:高等学校専攻科の概要)

- 入学資格 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の卒業者
- 設置校数: 138校 在籍生徒数: 8,333人(平成24年 文部科学省調べ)
- ※ 分野としては看護に関する学科(76校、6,726人)が多い。

2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

議案第 2 号

我孫子市生涯学習審議会条例の制定について

我孫子市生涯学習審議会条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

平成 2 8 年度より施行する我孫子市第三次生涯学習推進計画の総合的な推進に関する事項等を審議するための新たな組織として、我孫子市生涯学習審議会を設置するため、提案するものです。

我孫子市生涯学習審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、我孫子市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 我孫子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市長の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項並びに生涯学習に関する施策及び事業を調査審議し、並びにこれらに関し必要と認める事項について教育委員会又は市長に意見を述べること。
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条に規定する社会教育委員の職務に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、生涯学習の振興に関し識見を有する者であつて、次に掲げるもののうちから、市長の意見を聴いて教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 生涯学習の関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務をとりまとめ、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務をとりまとめる。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項及び第4項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する

(準備行為)

- 2 第3条第2項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例によりすることができる。

(我孫子市社会教育委員条例の廃止)

- 3 我孫子市社会教育委員条例(昭和33年条例第5号)は、廃止する。

(我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
別表第1(第2条関係) (1)の表 略 (2) 附属機関の委員等	別表第1(第2条関係) (1)の表 略 (2) 附属機関の委員等												
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>生涯学習審議会委員</td><td>日額 7,000円</td></tr><tr><td>教育支援委員会委員の項から公契約審議会委員の項まで 略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	生涯学習審議会委員	日額 7,000円	教育支援委員会委員の項から公契約審議会委員の項まで 略	略	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>社会教育委員</td><td>日額 7,000円</td></tr><tr><td>教育支援委員会委員の項から公契約審議会委員の項まで 略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	社会教育委員	日額 7,000円	教育支援委員会委員の項から公契約審議会委員の項まで 略	略
区分	報酬の額												
生涯学習審議会委員	日額 7,000円												
教育支援委員会委員の項から公契約審議会委員の項まで 略	略												
区分	報酬の額												
社会教育委員	日額 7,000円												
教育支援委員会委員の項から公契約審議会委員の項まで 略	略												
(3)の表 略 (4) その他の非常勤職員	(3)の表 略 (4) その他の非常勤職員												
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>学校医の項から学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の項まで 略</td><td>略</td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	学校医の項から学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の項まで 略	略	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th></tr></thead><tbody><tr><td>学校医の項から学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の項まで 略</td><td>略</td></tr><tr><td>あびこ楽校協議会委員</td><td>1回 1,800円</td></tr></tbody></table>	区分	報酬の額	学校医の項から学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の項まで 略	略	あびこ楽校協議会委員	1回 1,800円		
区分	報酬の額												
学校医の項から学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の項まで 略	略												
区分	報酬の額												
学校医の項から学校給食調理業務委託の事業者選定委員会委員の項まで 略	略												
あびこ楽校協議会委員	1回 1,800円												

生涯学習推進計 画策定部会部会 員	1回	3,500円
-------------------------	----	--------

議案第 3 号

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

小学校の地域交流教室の有料化に伴い、使用料を定めるため、提案するものです。

我孫子市使用料条例の一部を改正する条例

我孫子市使用料条例（昭和51年条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
施設	単位	金額	施設	単位	金額
我孫子市生涯学習センター駐車場の項から小学校及び中学校の体育館の項まで 略	略	略	我孫子市生涯学習センター駐車場の項から小学校及び中学校の体育館の項まで 略	略	略
小学校の地域交流教室	4時間ごとに	100円			
備考			備考		
<p>1 高校生以下の者を主たる構成員とする団体が小学校又は中学校の体育館を使用する場合は、無料とする。</p>			<p>高校生以下の者を主たる構成員とする団体が小学校又は中学校の体育館を使用する場合は、無料とする。</p>		
<p>2 <u>小学校の地域交流教室の使用時間が4時間に満たないとき又は4時間を超えた使用時間に4時間に満たない端数があるときは、これを4時間として使用料の額を算定する。</u></p>					

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、同日以後の使用に係る使用料から適用する。

議案第 4 号

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 1 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

使用者の利便性の向上を図るため、平成 2 8 年 2 月 1 日より、ちば施設予約サービスの対象となっている我孫子市の施設において、使用者登録の際に登録を希望する全ての施設について、一括して登録できるよう我孫子市公共施設使用者登録申請書の一部を改正するものです。

我孫子市公民館管理規則の一部を改正する規則

我孫子市公民館管理規則（平成4年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

我孫子市公共施設使用者登録申請書

登録番号										※この欄は、記入しないでください。
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------

※下記の太枠内（裏面）をご記入ください。

ふりがな		希望パスワード(英数混在、任意の4～8桁。記号は、使えません。) ※新規登録者のみ記入
団体名 または氏名		
登録済み施設	<input type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 体育施設 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 近隣・市民センター <input type="checkbox"/> 千葉県福祉ふれあいプラザ <input type="checkbox"/> その他 ()	
登録希望施設	<input type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 体育施設 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 近隣・市民センター	
代表者	ふりがな	区分 <input type="checkbox"/> 高校生以下 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 65歳以上
	氏名	生年 大・昭・平 月 日生 月 日 年 月 日生
	電話番号	(自宅) (携帯) — — — —
	住所	〒 —
	予約情報通知先メールアドレス	@ ※抽選結果や予約内容のメールでの送信を希望される方は、ご記入ください。
活動内容	<input type="checkbox"/> 教育・学習 <input type="checkbox"/> 人文・社会科学 <input type="checkbox"/> 自然科学 <input type="checkbox"/> 産業・技術・情報 <input type="checkbox"/> 芸術・文化 <input type="checkbox"/> 音楽・芸能 <input type="checkbox"/> 郷土 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> スポーツ・レクリエーション <input type="checkbox"/> 家庭生活・趣味 <input type="checkbox"/> 市民生活・国際関係 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	※活動内容を具体的に記入してください。	
	区分 ※体育施設を利用する方のみ選択してください。 <input type="checkbox"/> アマチュア <input type="checkbox"/> その他 ()	

※上記の内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。(裏面もご記入ください。)

職員記入欄

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他 ()				
住所区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 取手市 <input type="checkbox"/> その他市外	営利区分	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利		
受付館	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館 <input type="checkbox"/> 湖北地区公民館 <input type="checkbox"/> 市民体育館 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> () 近隣センター <input type="checkbox"/> () 市民センター				

備考

主な活動場所	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館 <input type="checkbox"/> 湖北地区公民館 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 市民体育館 <input type="checkbox"/> () 近隣センター <input type="checkbox"/> () 市民センター <input type="checkbox"/> その他 ()		
会 員 数	人 (うち市外在住者 人)		
会員年齢層	<input type="checkbox"/> 青年者 (19歳以下) <input type="checkbox"/> 成年者 (20歳以上65歳未満) <input type="checkbox"/> 高齢者 (65歳以上) <input type="checkbox"/> 婦人 (女性だけの団体) ※複数回答可		
会 費 等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
	入会金 円	会費 年・月 円	材料費 月・回 円
講師(指導者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (講師氏名)		
	謝 礼	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (月・回 円)	
会 員 募 集	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
情 報 公 開	<input type="checkbox"/> 活動情報を公開してよい <input type="checkbox"/> 活動情報を公開したくない <small>(※公開内容は下記の通りです。)</small> 団体名 (個人名)・代表者名・電話番号・活動内容・主な活動場所		

【使用目的について】

我孫子市公共施設では、次の目的での使用を認めていません。ただし、(4)及び(5)の要件については、体育施設及び我孫子市民プラザに限り認められる場合がありますので、各施設の窓口でご相談ください。

- (1) 政治団体による寄付・入会などの勧誘目的で施設を使用しません。 はい
- (2) 宗教の布教・入信等の勧誘目的で施設を使用しません。 はい
- (3) 同一又は類似の活動目的、会員構成で既に使用者登録していません。 はい
- (4) 企業や個人営業に関する営利目的で施設を使用しません。 はい
- (5) 教室 (指導者自らが受講料等を徴収するもの) などを行う目的で施設を使用しません。 はい

※公民館の使用に当たっては、我孫子市公民館条例第9条に違反する使用はできません。

※虚偽の内容で登録した場合は、登録が抹消され、我孫子市公共施設の使用ができなくなります。

【施設使用同意書】

- (1) 我孫子市公共施設の使用に当たっては、各施設の条例及び規則を遵守することに同意します。
- (2) 「ちば施設予約サービス」の使用に当たっては、「ちば施設予約システム利用規約」を遵守することに同意します。
- (3) 我孫子市以外の「ちば施設予約サービス」参加自治体の施設を利用する場合は、我孫子市から当該自治体に、登録情報を提供することに同意します。

年 月 日

署名 _____

ご記入いただいた個人情報は、我孫子市個人情報保護条例及びちば施設予約サービスの個人情報の取り扱いに則り厳重に管理し、当該目的以外では使用いたしません。

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

議案第 5 号

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 28 年 1 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

使用者の利便性の向上を図るため、平成 28 年 2 月 1 日より、ちば施設予約サービスの対象となっている我孫子市の施設において、使用者登録の際に登録を希望する全ての施設について、一括して登録できるよう我孫子市公共施設使用者登録申請書の一部を改正するものです。

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正
する規則

我孫子市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和61年教育
委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

我孫子市公共施設使用者登録申請書

登録番号										※この欄は、記入しないでください。
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------

※下記の太枠内(裏面)をご記入ください。

ふりがな								希望パスワード(英数混在、任意の4~8桁。記号は、使えません。) ※新規登録者のみ記入		
団体名 または氏名										
登録済み施設	<input type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 体育施設 <input type="checkbox"/> 市民プラザ			<input type="checkbox"/> 近隣・市民センター			<input type="checkbox"/> 千葉県福祉ふれあいプラザ <input type="checkbox"/> その他 ()			
登録希望施設	<input type="checkbox"/> 公民館 <input type="checkbox"/> 体育施設 <input type="checkbox"/> 市民プラザ			<input type="checkbox"/> 近隣・市民センター						
代表者	ふりがな					区分	<input type="checkbox"/> 高校生以下 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 65歳以上			
	氏名					生年月日	大・昭・平	年	月	日生
	電話番号	(自宅) - -			(携帯) - -					
	住所	〒 -								
	予約情報通知先 メールアドレス	@								
※抽選結果や予約内容のメールでの送信を希望される方は、ご記入ください。										
活動内容	<input type="checkbox"/> 教育・学習 <input type="checkbox"/> 人文・社会科学 <input type="checkbox"/> 自然科学 <input type="checkbox"/> 産業・技術・情報 <input type="checkbox"/> 芸術・文化 <input type="checkbox"/> 音楽・芸能 <input type="checkbox"/> 郷土 <input type="checkbox"/> 環境 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> スポーツ・レクリエーション <input type="checkbox"/> 家庭生活・趣味 <input type="checkbox"/> 市民生活・国際関係 <input type="checkbox"/> その他 ()									
	※活動内容を具体的に記入してください。									
	区分 ※体育施設を利用する方のみ選択してください。 <input type="checkbox"/> アマチュア <input type="checkbox"/> その他 ()									

※上記の内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。(裏面もご記入ください。)

職員記入欄

本人確認欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> その他 ()								
住所区分	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 取手市 <input type="checkbox"/> その他市外			営利区分	<input type="checkbox"/> 営利 <input type="checkbox"/> 非営利				
受付館	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館 <input type="checkbox"/> 湖北地区公民館 <input type="checkbox"/> 市民体育館 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> () 近隣センター <input type="checkbox"/> () 市民センター								

備 考

主な活動場所	<input type="checkbox"/> 我孫子地区公民館 <input type="checkbox"/> 湖北地区公民館 <input type="checkbox"/> 市民プラザ <input type="checkbox"/> 市民体育館 <input type="checkbox"/> () 近隣センター <input type="checkbox"/> () 市民センター <input type="checkbox"/> その他 ()		
会 員 数	人 (うち市外在住者 人)		
会員年齢層	<input type="checkbox"/> 青年者 (19歳以下) <input type="checkbox"/> 成年者 (20歳以上65歳未満) <input type="checkbox"/> 高齢者 (65歳以上) <input type="checkbox"/> 婦人 (女性だけの団体) ※複数回答可		
会 費 等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 入会金 円 会費 年・月 円 材料費 月・回 円		
講師(指導者)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (講師氏名) 謝 礼 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (月・回 円)		
会 員 募 集	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有		
情 報 公 開	<input type="checkbox"/> 活動情報を公開してよい <input type="checkbox"/> 活動情報を公開したくない (※公開内容は下記の通りです) 団体名 (個人名)・代表者名・電話番号・活動内容・主な活動場所		

【使用目的について】

我孫子市公共施設では、次の目的での使用を認めていません。ただし、(4)及び(5)の要件については、体育施設及び我孫子市民プラザに限り認められる場合がありますので、各施設の窓口でご相談ください。

- (1) 政治団体による寄付・入会などの勧誘目的で施設を使用しません。 はい
- (2) 宗教の布教・入信等の勧誘目的で施設を使用しません。 はい
- (3) 同一又は類似の活動目的、会員構成で既に使用者登録していません。 はい
- (4) 企業や個人営業に関する営利目的で施設を使用しません。 はい
- (5) 教室 (指導者自らが受講料等を徴収するもの) などを行う目的で施設を使用しません。 はい

※公民館の使用に当たっては、我孫子市公民館条例第9条に違反する使用はできません。

※虚偽の内容で登録した場合は、登録が抹消され、我孫子市公共施設の使用ができなくなります。

【施設使用同意書】

- (1) 我孫子市公共施設の使用に当たっては、各施設の条例及び規則を遵守することに同意します。
- (2) 「ちば施設予約サービス」の使用に当たっては、「ちば施設予約システム利用規約」を遵守することに同意します。
- (3) 我孫子市以外の「ちば施設予約サービス」参加自治体の施設を利用する場合は、我孫子市から当該自治体に、登録情報を提供することに同意します。

年 月 日

署名 _____

ご記入いただいた個人情報は、我孫子市個人情報保護条例及びちば施設予約サービスの個人情報の取り扱いに則り厳重に管理し、当該目的以外では使用いたしません。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 2 月 1 日から施行する。